

一般会計予算審査特別委員会総務生活分科会会議録

1 日 時 令和5年3月10日（金曜日）

開会 午前 9時57分

閉会 午後 1時55分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	高谷幸男	副委員長	山田雅徳
	委員	荒木将之介	委員	森安健一
	〃	三宅啓介	〃	岡崎亨一
	〃	村木理英	〃	剣持堅吾
(欠席)	なし			
(その他出席者)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	河相祐子	同次長	宇野裕
議会事務局主幹	岡良子		

5 説明のため出席した者の職氏名

政策監	中島邦夫	秘書室長	丸野裕子
危機管理室長	丸山幸司	総合政策部長	脇奈七
政策調整課長兼魅力発信室長代理	江口真弓		
市政情報課長	難波孝次		
復興推進室長代理	三宅伸明		
総務部長	難波敏文	総務課長	内田和弘
総務課主幹	小川修	総務課主幹	小野美千代
財政課長	横田優子	財政課主幹	岡真理
財産管理課長	小野達史	財産管理課主幹	林琢也
契約検査課長	藤原直樹	契約検査課主幹	鹿野雅弘
税務課長	内田久士		
市民生活部長	新谷秀樹	人権・まちづくり課長	渡邊康広
交通政策課長	小原靖子	市民課長	前田英子
会計管理者	弓取克哉	選挙管理委員会事務局長	河原隆
監査事務局長	矢吹慎一		
消防長	中山利典	消防本部次長	大角滋紀
消防総務課長	西川貴	予防課長	廣恵敏孝
警防課長	池上泰史	警防課主幹	木田悟郎
消防署長	笠原靖典		

6 付議事件及びその結果

付議事件 議案第28号令和5年度総社市一般会計予算について
のうち、本分科会に分担された部分

結 果 可決すべきである

- 7 議事経過の概要
別紙のとおり
- 8 その他必要な事項
別紙のとおり

開会 午前9時57分

○委員長（高谷幸男君） おはようございます。

ただいまから一般会計予算審査特別委員会総務生活分科会を開会いたします。

では、議案第28号 令和5年度総社市一般会計予算のうち、本分科会の担当する部分の審査を行います。

なお、審査順序は歳入歳出予算総額、歳出から歳入、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用の順に行いますので、御了承願います。

まず、歳入歳出予算総額、及び歳出、第1款議会費から第2款総務費、第1項総務管理費までのうち、本分科会の担当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内田和弘君） それでは、議案第28号 令和5年度総社市一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ304億2,000万円と定めようとするものでございます。

それでは、本分科会の所管に属する部分につきまして、便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の70、71ページをお開きください。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費のうち第1節報酬から第4節共済費までは、議員及び事務局職員に係る人件費でございまして、第7節報償費から第18節負担金、補助及び交付金までは議会活動に要する経費で、それぞれ説明欄に記載のとおりでございます。

74、75ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費のうち第1節報酬は、説明欄2行目の事務補助に係る会計年度任用職員や、その二つ下の多文化共生推進員の報酬などでございます。第2節給料から第4節共済費までは、市長、副市長、政策監の特別職3名及び総務課ほか92名の人件費でございます。第7節報償費から第10節需用費までのうち主なものは、第8節旅費で市長ほか特別職の出張旅費などでございます。第11節役務費は、76、77ページをお開きください。説明欄一番上の手数料が主なもので、これは職員の健康診断などに係る手数料でございます。第12節委託料は、上から4行目の例規類集のデータベース作成委託料や、その二つ下の職員採用試験問題作成等委託料が主なものでございます。第13節使用料及び賃借料は、一番下の職員宿舍借上料が主なもので、これは国から来ていただいている方の宿舍の借上料でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、上から4行目の岡山県市長会負担金、その三つ下の岡山県電子入札共同利用推進協議会負担金が主なものでございます。

続きまして、第2目文書広報費につきましては、全庁的な文書発送や印刷、広報広聴に係る経費

を計上しているもので、主なものとしましては、第7節報償費につきましては広報紙等の配布に伴います町内会等へのお礼でございます。第10節需用費のうち、一番上の消耗品費は全庁的に使用する用紙代などで、また78ページ、79ページをお開きください。一番上の印刷製本費は「広報そうじゃ」の発行に要する経費などでございます。第11節役務費は、文書の発送に伴う郵券料でございます。第12節委託料は、上から3行目の文書等発送委託料や、その一つ下、ホームページ保守管理委託料が主なものでございます。第13節使用料及び賃借料は、一番上の電子複写機使用料や、その三つ下の回覧板チャンネルシステム賃借料が主なものでございます。

第2目文書広報費までについては以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 市政情報課長。

○市政情報課長（難波孝次君） 続きまして、第3目情報管理費について御説明いたします。

本年度予算額1億4,455万1,000円でございます。この予算は各部署での電算事務処理業務に必要な運営管理経費及びネットワーク関係機器等の整備保守経費でございます。

それでは、各節の主な内容につきまして御説明いたします。

第10節需用費は、プリンター及びパソコン、ネットワーク周辺機器などの消耗品費が主なものでございます。第11節役務費は、インターネット回線の接続料及びデータ通信機器の通信料でございます。第12節委託料は、基幹システムの運用支援や保守に係る電算システム保守委託料、庁内LANやセキュリティー機器、インターネットなどのネットワーク関連機器やシステム全般のネットワーク保守委託料及び基幹システム標準化へ向けた準備作業の委託料が主なものでございます。第13節使用料及び賃借料は、基幹システム用関連機器の借上料、メール配信サービスなどの電算サービス使用料などでございます。第17節備品購入費は、購入から16年が経過し、老朽化した製本機の更新費用及びサーバーやネットワークスイッチなどの購入費でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、社会保障・税番号制度で必要となる中間サーバーを各自治体が共同利用するための負担金及び県単位で行っているセキュリティアクラウドについての負担金が主なものでございます。

以上で、第3目情報管理費の説明を終わります。

○委員長（高谷幸男君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 次に、第4目財政管理費496万7,000円は、財政関係の事務的経費で、予算書、決算書の印刷経費、財務システムの保守委託料が主なものでございます。

次に、第5目会計管理費1,188万円でございますが、第1節報酬から第8節旅費までは会計年度任用職員1名分の報酬等でございます。

次に、1枚お開きいただきまして、80、81ページ、上から二つ目、第11節役務費は指定金融機関及び収納代理金融機関への口座振替取扱手数料が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金のうち指定金融機関派出所負担金596万5,000円は、市金庫に係る人件費、物件費を新たに計上するものでございます。

次に、第6目財産管理費20億5,223万1,000円につきましては、普通財産や本庁舎、西庁舎の維持

管理、公用車の運行管理、宿日直に関する経費、新庁舎建設に関する経費、基金積立金の管理等の経費でございます。主なものでございますが、第8節旅費は、新庁舎建設に伴います工場検査に関するものでございます。第10節需用費は、本庁舎、西庁舎の光熱水費や庁舎冷暖房機械、公用車の燃料費、修繕料などの通常の管理経費でございます。第11節役務費の主なものは、電話料金、施設、公用車などの災害保険料、損害保険料、電気工作物などの庁舎維持管理に関する手数料でございます。第12節委託料は、庁舎の清掃、警備や冷暖房設備、市有バスやダンプの運転業務、宿日直業務の委託料、ビル管理法に基づく庁舎環境衛生管理を行う建物管理委託料などが主なものでございまして、説明欄に記載のとおりでございます。第13節使用料及び賃借料でございますが、新庁舎工事中に民間駐車場へ公用車を駐車するための駐車場使用料、保健センター、福祉センター西側の土地借上料が主なものでございます。第14節工事請負費15億7,800万円は、現在建設中の新庁舎の建設工事中間前金払い相当分でございます。

1枚お開きいただきまして、82、83ページを御覧ください。第17節備品購入費は、事務用回転椅子、公用車5台などを購入する経費でございます。第21節補償、補填及び賠償金につきましては、新庁舎建設に伴います電波障害に対する補償費でございます。第24節積立金でございますが、主なものは説明欄1行目の財政調整基金積立金1億8万6,000円で、前年度繰越金の法定積立分の1億円と利息を積み立てるもの、3行目、職員退職手当基金積立金1億9,962万4,000円は、地方公務員の定年が65歳までに引き上げられたことに伴い、令和5年度は定年退職者がおらず、令和6年度で支払われることになる退職金及び利息などを積み立てるものでございます。その他積立金については、説明欄に記載のとおりでございます。

○委員長（高谷幸男君） 政策調整課長。

○政策調整課長兼魅力発信室長代理（江口真弓君） 続きまして、第7目企画費について御説明いたします。

今年度予算額3,478万2,000円でございますが、この予算は地域情報化推進事業、大学交流促進事業、定住促進事業、空き家対策事業、イメージキャラクター活用事業、平成30年7月豪雨災害5周年事業、デジタル化推進事業などに要する経費でございます。主なものとしまして、第1節報酬は総合計画審議会委員と空き家等対策協議会委員の報酬でございます。第7節報償費は、社会貢献表彰受賞者への記念品料等でございます。第8節旅費は、平成30年7月豪雨災害5周年式典列席者への旅費、定住フェア、相談会への参加旅費等でございます。第10節需用費の主なものですが、一番上の消耗品費はチェッピーノベルティグッズの作成費等、1ページお開きいただき、85ページ、上から三つ目、印刷製本費はそうじゃカレンダーの作成経費等でございます。第11節役務費の主なものは、一番上の通信運搬費で、空き家利活用意向調査の郵券料等でございます。第12節委託料の主なものですが、上から4番目の大学共同研究委託料は連携協定締結大学との共同研究委託料、その一つ下の光通信線維持管理委託料は、光ファイバーの移設工事、維持管理に係る委託料でございます。第13節使用料及び賃借料の主なものですが、一番上の電柱使用料で光ファイバーを中国電力や

NTTの電柱へ配線していることによる使用料、その四つ下の電算サービス等使用料は手続ガイド等の利用料でございます。第17節備品購入費は、チェッピーの着ぐるみの購入費等でございます。第18節負担金、補助及び交付金の主なものは、一番上のそうじゃ商人応援事業助成金で、空き店舗等を改修して新たに店舗を構え、事業を行う法人や個人に対する補助金、その二つ下の空き家リフォーム助成金は、空き家を取得し、リフォーム工事を行う方に対する補助金でございます。

企画費についての説明は以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 総務課長。

○総務課長（内田和弘君） 続きまして、第8目職員研修費について御説明いたします。

この経費は、職員の資質の向上に資するため、計画的に職員研修を実施するものでございます。

第7節報償費は、研修講師への謝礼で、第8節旅費は市町村アカデミーなど専門研修をはじめ、国などへの職員派遣に伴う旅費が主なものでございます。第11節役務費は、国などへ派遣した職員の宿舍の更新手数料で、第12節委託料は接遇などの研修委託料でございます。第13節使用料及び賃借料は、国などへ派遣する職員の宿舍借上料でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、各種研修参加に伴う研修費用負担金でございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 市民課長。

○市民課長（前田英子君） 続きまして、第9目出張所費につきまして御説明いたします。

この出張所費は、5出張所の管理運営に要する経費でございます。主なものでございますが、第1節報酬から、1枚お開きいただきました86、87ページを御覧ください。第8節旅費までは、各出張所の事務に係る会計年度任用職員3名の人件費等でございます。第10節需用費は、各出張所の光熱水費及び設備修繕が主なものでございます。第11節役務費は、各出張所の電話料金等でございます。第12節委託料及び第13節使用料及び賃借料は、説明欄に記載のとおり、各出張所の維持運営に要する経費でございます。

第9目出張所費は以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 続きまして、第11目交通対策費でございます。

交通対策費は、市民への交通安全啓発や市営駐車場の維持管理、総社市新生活交通雪舟くんの運行、地方バス路線への補助など、地域公共交通に係る経費でございます。第1節報酬から第8節旅費までは、交通安全指導員2名、雪舟くんのオペレーター5名に係る人件費及び交通指導員、総社市地域公共交通会議委員に対する報償費でございます。第10節需用費のうち主なものは、修繕料1,689万円ですが、そのうち39万円が交通政策課に係るもので、現在市民生活部で公用車として保有している旧雪舟くん車両の修繕などです。第11節役務費のうち主なものは通信運搬費94万2,000円であり、雪舟くんのオペレーター、ドライバー、車載器の通信料などでございます。第12節委託料のうち、2行目、電算システム改修委託料は、現行の雪舟くん予約システムが令和6年

3月末でサービス終了となるため、新たなシステムを導入するための費用が主なものでございます。2行下、総社市新生活交通運行委託料6,379万5,000円は、雪舟くんの運行を市内の交通事業者6社に委託しております委託料です。

88、89ページをお開きください。

第12節委託料の続きとなります。東総社駅利活用調査検討業務委託料の500万円は、東総社駅施設と周辺地域のまちづくりについての可能性を探るための調査委託料でございます。第13節使用料及び賃借料のうち機械器具借上料は、総社駅北駐車場及び駅前広場の駐車場機器についてでございます。電算サービス等使用料は、総社市新生活交通システムの使用料でございます。第18節負担金、補助及び交付金の主なものは、8行目、井原鉄道経営基盤整備補助金2,245万3,000円につきまして、県・市・町が割合に応じて行う補助金でございます。令和5年度から行う高架橋等の耐震補強工事費が含まれております。安全運転支援装置整備補助金100万円は、高齢者の運転による踏み間違えの事故の対策として、後づけ式ペダル踏み間違い防止装置購入時の補助でございます。UDタクシー導入補助金15万円は、国の定めた基本方針に基づき、本市でもユニバーサルデザインタクシーの購入補助を行い、その導入促進を図るものです。

次に、第13目生活安全対策費でございます。

生活安全対策費は、消費者の被害の防止及び安全・安心なまちづくりを実現するための施策に係る経費でございます。第1節報酬から第8節旅費までの計220万8,000円は、消費生活相談員1名の人件費でございます。第10節需用費のうち光熱水費320万円は、既設防犯灯の維持管理のための電気代で、修繕料は防犯灯の器具交換等に係る経費でございます。次の第12節委託料の防犯灯設置委託料は、市の設置基準に該当するものについて順次設置を行う委託料でございます。第18節負担金、補助及び交付金のうち主なものは、3行目、総社警察署管内防犯連合会への負担金264万8,000円でございます。

○委員長（高谷幸男君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（渡邊康広君） 続きまして、第14目自治振興費1億828万5,000円でございますが、これは地域づくり自由枠交付金やコミュニティ助成事業助成金など、主に地域づくり活動に係る経費でございます。第1節報酬から第8節旅費までは、市民課の窓口案内業務に係る会計年度任用職員1名の人件費が主なものでございます。

次に、90、91ページをお開きください。第10節需用費の主なものは、市民課の窓口案内、自衛官募集事務に係る用品、鬼ノ城ふれあい広場と西ふれあい広場の維持管理経費でございます。第11節役務費、賠償保険料は、地域活動でのけが、事故に対する市民活動保険の保険料でございます。第12節委託料の主なものは、説明欄の3行目、運動広場等管理委託料は鬼ノ城ふれあい広場と西ふれあい広場の清掃業務、次の法律相談委託料は無料法律相談に係る弁護士費用でございます。第13節使用料及び賃借料は、市民課の窓口案内に係る経費、第15節原材料費はコミュニティ広場補修に係る経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金の主なものは、地域づくり自由枠交付金は市

内17の地域づくり協議会に対しまして、地域の特色を生かしたまちづくりを行うための交付金、コミュニティ助成事業助成金はコミュニティ組織に対しましてコミュニティ活動に必要な備品等の整備に係る経費の助成金でございます。

次に、第15目旅券発給事務費の276万円は、パスポートの申請、交付事務に係る会計年度任用職員1名分の人件費でございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 危機管理室長。

○危機管理室長（丸山幸司君） 続きまして、第16目諸費について御説明させていただきます。

第3節職員手当等から第18節負担金、補助及び交付金の説明欄、次のページになりますが、ボランティア保険加入補助金までは、大規模災害被災地支援事業に係る2,000万円が主な経費でございます。被災地の支援と被災者の受入れに各1,000万円を計上しております。なお、災害支援以外のものにつきましては、第11節役務費、通信運搬費159万4,000円のうち、112万2,000円は被災地支援者への郵券料、第18節負担金、補助及び交付金の避難民支援金147万6,000円はロシアの侵攻によりウクライナから本市へ避難してこられた方に対する支援金、備南競艇事業組合負担金1,012万円は同組合の運営に係る負担金、続きまして、次のページをお開きください。上から2行目、被災地区防災拠点施設補助金100万円は被災した地区の集会所等の運営に係る補助金でございます。続きまして、第22節償還金、利子及び割引料4,145万4,000円のうち本分科会の所管するものとしまして、還付金4,000万円と還付加算金40万円は、いずれも過誤納となりました市税の還付に関するものでございます。次の返還金につきましては、75万4,000円のうち30万円はふるさと納税寄附金の過誤納となりました分の返還金、15万円は市営駐車場、月極駐車車の年度中途解約に伴う使用料の返還金でございます。

第16目諸費につきましては以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森安委員。

○委員（森安健一君） おはようございます。

いろいろと会計の予算、お聞きいたしました。

予算調書の10ページなんですけども、日本語教育事業ということで、今総社市も外国人の方がたくさんおられるので、それこそウクライナから避難されてる方も一生懸命日本語を覚えているところがございますけども、報償費のところ日本語教室打ち合わせ会議出席謝金ということで、あと指導者関係のちょっと金額が大きいかなと思うんですけども、これは6人と2人ということでされているんですけども、回数も28回というところなんですけども、ここに来られる外国人の方の人数とか、あとこれをどこでされてるのか、ちょっと気になりましてお聞きしたいんですけども、よろしいでしょうか、お願いいたします。

○委員長（高谷幸男君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（渡邊康広君） 失礼いたします。

森安委員の御質問にお答えいたします。

まず、日本語教室に来られている外国人の受講者数なんですけども、令和4年度で言いますと96名の方が来られております。1回に当たり大体15名ぐらいの平均で受講されております。

それと、場所につきましては、現在保健センター2階、あるいは総合福祉センター3階の大会議室等々を利用して実施をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 森安委員。

○委員（森安健一君） ありがとうございます。

外国人の方を募集されて、今お知らせ等、こういったような、やっぱりホームページでしょうかね、ちょっとお願いいたします。

○委員長（高谷幸男君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（渡邊康広君） 森安委員の再度の御質問にお答えいたします。

お知らせにつきましては、ホームページもありますけども、外国人のほうに情報紙を毎月発行しておりますので、募集のタイミングにつきまして外国人に直接御案内をさせていただくようにしております。それで、言語につきましては、日本語ではなくて、ポルトガル語であったり、英語であったり、ベトナム語であったり、多い外国人の言語を使用して御案内のほうをさせていただいております。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 森安委員。

○委員（森安健一君） ありがとうございます。

結構僕らも時々ディオのスーパーとか、そういった外国人の方とかお会いして、時々お話するんですけども、やっぱり全部が全部、日本語のほうも片言でしゃべれるんですけども、僕も若い頃はアメリカ英語でいっとったんですけども、ちょっとオーストラリアへ行くことがあって、そこはイギリス英語だったんですけども、そういった形で標準語で教えてると思うんですけども、岡山弁もいいかなというようなことも感じますので、ぜひ今こういった外国人の方が増えているところでもございますけども、充実した日本語教室にさせていただきたいなというに思います。ありがとうございます。

○委員長（高谷幸男君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（渡邊康広君） ありがとうございます。

一層の充実を目指して、いろいろ考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○委員長（高谷幸男君） ほかにはどうでしょうか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 失礼します。

調書の13ページ、第12節委託料のうちの電算システム導入委託料、これ昨年なかったものなので、来年度からということなんですかね。具体的に、では今と何が変わる、どういうシステムが導入されるのかというのを教えてください。

○委員長（高谷幸男君） 市政情報課長。

○市政情報課長（難波孝次君） 荒木委員の御質問にお答えいたします。

電算システム導入委託料133万9,000円でございます。こちらは、現在市民の方にお知らせをしているメールで、スマートフォンとか、昔で言うフィーチャーフォンというか、そういったものにメールが届くようなお知らせを現在も行っております。現在利用しているソフトが、ここでもう保守が打切りになりまして、新しいものに更新をする必要が出てきました。それで、新しい同じような機能を持ったメール配信システムを導入するものでございます。

新しいものにつきましては、現在できていない総社LINEとかへの連携機能というのをプラスされます。機能等を考えながら、よいものを選んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） ほかにございますか。

山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 先ほどの荒木委員と同じページで調書の13ページになるんですけども、事業実施のための課題等ということで、ホームページのリニューアルと書いています。先日の一般質問でも、ホームページのリニューアルというものも一つ話題に上がっていたかと思います。私が5年ちょっと前に初当選で最初の質問でホームページのリニューアル、間もなくする予定なんですけどみたいな答弁を当時の総合政策部長から答弁いただいております、まだかまだかと思ってたら、この前の質問でもまだかという形なんですけど、これ具体的にどの程度ぐらいまで話を進めようかなとされているのかというのをまず最初にお尋ねしたいと思います。

○委員長（高谷幸男君） 市政情報課長。

○市政情報課長（難波孝次君） 山田副委員長よりホームページについての御質問でございます。

現在のホームページにつきましては、平成26年度から現在のデザインになっております。令和2年度に一度ホームページの更新で検討はしたんですが、ちょっとその時点では予算等の折り合いがつかせんで、運用をしている機器の更新のみとなっております。ホームページが、今のが一番いいという認識はうちも持っておらず、使い続けることによって、やっぱり一般質問等で御指摘のありましたごちゃごちゃしているとか、階層がどんどん深くなっているみたいな問題も含まれているというのは認識しております。順調というか、一応スケジュールではないんですけど、機器更新のタイミングとして捉えるならば、大体5年から6年、7年ぐらいが機器の更新のタイミングなので、次回は令和7年とか、令和7年前後あたりで機器の更新のタイミングが来ますので、その時点

か、もし早まるようなら取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） ということは、あらゆるものが新庁舎ができるところへ集約されていくのかなという、そういった答弁のように感じますので、少なくともそこでリニューアル、お尻のところはという形でぜひお願いしたいなと思いますし、この点については私も強いこだわりを持っていつも一般質問を続けておりますので、ぜひ先ほどのLINEとの連携も含めてお願いをしたいなと思います。

それに関連して、今一般質問の話が出たので併せてちょっとお尋ねをしたいなと思うんですけども、昨日パブリックコメントのバナーについて、もともとそこにトップページにあるんだよという趣旨の答弁があったかのように思いますので、すみません、私自身がよく複雑なホームページ上でパブリックコメントのバナーをよく見つけてなかったせいなのかもしれないんですけども、そういったものがあつたかどうかというのがちょっと記憶にないんです。昨日質問を聞いてる中で、どこにあるんだ、どこにあるんだというふうに探すぐらいのレベルだったんですけど、これホームページの中のパブリックコメントのバナーというのは、これ、すみません、私が見つけれなかっただけなのか、どうなのかというのをちょっと教えていただきたいんですけど。

○委員長（高谷幸男君） 市政情報課長。

○市政情報課長（難波孝次君） ホームページのパブリックコメントのバナーについての御質問でございます。

パブリックコメントのバナーにつきましては、市のホームページ、パソコン版のほうで全体の右側の縦の列に、市議会の御案内であったり、そういったものが並んでいるんですが、その一連の中にございます。確かに見づらいという面はございますので、今のホームページの中でも工夫をしながら、見やすいホームページを作っていきたいと思っております。

バナーについてなんですが、スマホ版については配置されてなかったんです。議会前になるんですが、一般質問をいただきました太田議員のほうとちょっとホームページでお話しする機会がありまして、そのときに、今スマホでホームページとか見る人が多いよねという話の中で、何でスマホのほうにはバナーがないのという話になったときに、確かにないのはおかしいという認識もありまして、急遽つけたという経緯がございます。

経緯としましては、パソコン版のほうにはあつたけど、スマホ版のほうにはもともとなくて、最近になってつけたというのが経緯でございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 経緯の説明をいただきました。

ここは予算の委員会なので、これ以上お尋ねするのはちょっと控えますけれども、昨日の

一般質問の中で、PC版の中ではもともとバナーはありましたよと、スマホ版にはもともとなくて、一般質問の中でスマホ版に急遽バナーをつけたという答弁であったと思います。ちょっと本題から外れて申し訳ないんですけども、昨日の一般質問の答弁とはちょっと現実が違うんじゃないかなというような、そういった印象を持ちました。

すみません、ちょっと質問に戻りますけども、調書の23ページ、財産管理費というところで一番下、第21節補償費というところで、テレビ電波障害補償費ということで266万円、先ほど説明の中でも少し触れていたんですけど、すみません、具体的にテレビ電波障害補償費という266万円は一体どういった先に使うお金なんでしょうか、ちょっと教えてください。

○委員長（高谷幸男君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 山田委員の御質問でございます。

テレビ電波障害補償費というのは、今回かなりの高層の庁舎が建つということで、今までテレビが見えていたものが見えなくなるという可能性を基に設定をしてるものがございます。一般的にはアンテナがもう足りなくなるということであれば、ケーブルテレビにつなぎ替えるとか、そういうことも考えられますが、今回の場合、西に伊与部山、東に金甲山ということでもありますので、実際にはあまり電波障害というものは起きないんじゃないかというのが実際のところでございます。ただ、可能性としてはありますので、10件程度というものを今回予算化をさせていただいております。

内容につきましては、実際にはアンテナの位置が、例えば庁舎が建った場合、金甲山へ向いていけば庁舎が邪魔になるから伊与部山のほうに向け替えるとか、実際にはアンテナの調整程度で終わるんじゃないかという予想はしております。内容的にはそういうもので、実際に見えなくなりましたよというところで、もし届出があるとか、申し出ていただいた場合は、そちらに行ってアンテナを調整させていただくということがメインになるのではないかというふうに考えております。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 分かりました。

ということは、周辺住民の方で将来建設工事で市役所が建ったときに、テレビの映りがちょっとよくないんだというお声とか質問とかというのがここで市役所で受け止めることができないと、恐らくそういったことって対応できないと思いますので、そのあたりは広報紙なのか、周辺が対象なのであれば周辺住民の方に建設の説明会等々されるんでしょうから、そういったあたりの周知をしっかりとっていただきたいなと思うんですけど、そういったことを言う機会があるんですか。

○委員長（高谷幸男君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 電波障害につきましては、実は実施設計の段階で調査を実際に行っております。今、車が市内を、近所ですけども、今回電波障害になるかもしれないという図面を落としまして、このあたりは今回の調査の影響が出る範囲ですよということの中で、その辺を実際に車が走って、アンテナを上げた車が走っております。実際には、その中で受信状況を全て確認をし

ていただいて、全チャンネルを確認をしていただく上で、10件程度出るか出ないかという予備のために取ってるということですので、特にはないというふうには実際思っておりますが、そこがありましたというときに、いや、もともと映ってたじゃないですかということが言えるかなということで、事前には調査をしているということでございます。

ただ、その因果関係については、実際には分かりづらい部分もあると思いますので、実際に映らなくなったんですよということであれば、現地に行って確認させていただくとか、そういうことはさせていただきたいと思います。

周知については、今後実際にはないだろうということで、周知についてあまり考えてはいなかったんですが、必要であるということであれば、今回の御意見をいただいた上で、また検討させていただきたいと思います。

(「結構です。」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) ほかにはどうでしょうか。

荒木委員。

○委員(荒木将之介君)

調書の41ページに、交通安全対策費に関してなんですけれども、第12節委託料の中に交通公園管理委託料、これ毎年計上されておりますけれども、実際に交通公園の利用がどの程度のものであるのかということが1点と、第18節負担金、補助及び交付金の中の安全運転支援装置整備補助金、これ昨年に引き続きだと思んですけれども、令和4年度、今年度の申請はどの程度であったか、さらにその下の見舞金のほう、こちら今年度からだと思んですけれども、今までに申請があったかどうか、その3点をよろしくお願いします。

○委員長(高谷幸男君) 交通政策課長。

○交通政策課長(小原靖子君) 荒木委員の御質問にお答えいたします。

まず、交通公園の利用状況でございますが、令和3年度の実績では年間で1,600人の利用がございます。今年度の利用状況ですけれども、2月末現在で1,000ちょっとの利用状況でございます。

二つ目の安全運転支援装置整備補助金の補助申請状況ですが、昨日時点で9件ございました。金額としては、38万5,000円を補助しております。

三つ目の交通事故見舞金ですが、今年度死亡見舞金1件、30万円の見舞金の支出でございます。

以上でございます。

○委員長(高谷幸男君) 岡崎委員。

○委員(岡崎亨一君) ちょっとこれは前も聞いたか、調書の9ページ、予算にのっとるものから建設残土、これはもう除草と水質検査だけなので、ここで聞いたら担当は多分建設部になるのかなと思ったりもしてるんですけど、建設残土、またここ出てくると思んですけれど、そのリサイクルの何か計画とかあったら、あるかなしかとか、その辺をちょっとここをお教え願いたいと思っております。

それと、調書の19ページ、庁舎等の管理の経費、金額云々ではないんですけども、ちょっと非常に残念に思っていることが。大ベテランだった、会計年度任用職員ですかね、吉川さん。御挨拶を申し上げられなくて、もう退任されたとは思うんですけども、その後、多分庁舎があと2年あるものですから、人材確保をちゃんとできてるのかどうか、その2点をまずお教えてください。

○委員長（高谷幸男君） 契約検査課長。

○契約検査課長（藤原直樹君） 岡崎委員の1点目の御質問でございます建設残土センターに係る除草とか水質検査の手数料、その部分なんですけれども、こちらいわゆる旧残土センターということでございまして、今は残土センターとしての役割はもう終わっております。以前は県のほうでの運用をされていたというもので、今は残土がもういっぱいになってますので運用しておりませんで、普通財産という位置づけになっております。

ただ、周辺住民といいますか、水質をまだ気にされてる方がいらっしゃいますので、そのための水質検査を毎年行ってお知らせをしていると。それに伴いまして、水質検査に必要な除草等の委託もしている状況でございます。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 人材確保の件でございます。

先ほど申された吉川さんにつきましては、一応会計年度を経て退職をされました。その後継というわけですが、実際には今現在電気主任技術者はうちの財産管理課のほうに1名配属をしていただいております。実際には吉川さんとかぶっている時期が2年ぐらいはございましたので、その中でしっかり引継ぎも行っていただいたというふうに感じております。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 岡崎委員。

○委員（岡崎亨一君） すみません、建設残土、やっぱりリサイクルについては当然契約検査課の範囲じゃないですよ。それだけちょっと、どこの担当なのか、また教えてください。

残土が出るじゃないですか、新庁舎の場合。今後リサイクルを考えるのか考えないか、考えていくのであれば、どこが担当になるのか、それだけです。

○委員長（高谷幸男君） しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○委員長（高谷幸男君） 休憩を閉じて再開いたします。

財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 失礼いたします。

庁舎についての残土はこれから出てくるというふうに考えますが、一応再利用できるものについては再利用を考えております。

改良土プラントというところに搬入をして、再利用するというごさいます。

(「結構です。」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) ほかにはどうでしょうか。

荒木委員。

○委員(荒木将之介君) 調書の47ページ、自治振興費の中の地域振興経費なんですけれども、こちらの第18節負担金、補助及び交付金の中にあります市民提案型事業補助金についてです。毎年市民提案型事業、市民の方がプレゼンを行って、その結果交付されていると思うんですけども、私も議員になってからなので、何度かプレゼンの場に参加させていただいて拝見いたしております。

過去のをちょっと振り返って見ますと、同一団体でありますとかに対しては5年、同一事項です、5年間あるんですけど、同一団体でありますとか、名称を変更しただけの實質同じ団体に繰り返し交付が執行されているように感じております。また、実際には自由枠交付金のようなもので行うべき地域のイベントみたいなものにも、市民提案型事業のほうからちょっと拠出されているのかなというふうなものも見受けられたりします。ここらあたりの審査についても、交付についての判断、委員の方がおられるんですけども、これはちょっとどういった形で精査されているのかなということが1点で、その下の自由枠交付金につきましてなんですけども、今年度当委員会から事務事業評価を提出させていただいていると思います。もちろんそれが反映されるされないは関係ないことだとは思いますが、実際には昨年度からいうと170万円ほど予算が増額になっております。この増額が、どこが変わったのか、単に人口とか対象者が変わって増えてるだけなのか、どこが変わったのかというのをちょっとお教えください。

○委員長(高谷幸男君) 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長(渡邊康広君) 荒木委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、市民提案型事業につきましては、審査員の方8名で採択のほうを決めております。その判断につきましては、細かい項目はあるんですけども、審査員の方の裁量によりまして得点の高いものから採択している、いろいろ金額等鑑み、採択している状況でございます。

同一団体が多いという御意見もいただきましたが、令和4年度の認定団体につきましては、1年目初めて採択された方が2団体ございますし、2年目、2回目の団体につきましては4団体ございます。全部で9団体のうち、そういった形でフレッシュなというか、新しく採択されている団体もございます。こういう状況でございます。

地域づくり自由枠交付金の約170万円の増額でございますが、大きなものにつきましては今年度当初から防犯カメラの設置に係る交付金ということで、150万円増額をさせていただいております。これまた設置希望の地域づくり協議会がございましたら、その協議会に対して交付するものがございます。当初から地域づくり協議会のほうに組み込んで交付をするものではございません。あとは若干人口配分、自主防災組織の増加、もろもろで若干増加のほう、当初予算のほうが増加しているということでございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 提案型事業のほうなんですけれども、拝見していると審査員の方の当然基準があると思いますので、それにこちらがどうこう言うことはないと思うんですが、ややもすると予算ありきで設定しているのかなと、ちょっと見受けられるところもありましたので、400万円の予算があるから、その中で採用しようとかということにならないようにだけはしていただきたいかなというちょっと思いがありました。

以上になります。

○委員長（高谷幸男君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（渡邊康広君） 市民提案型事業の件につきましては、予算400万円ございまして、令和4年度につきましては応募件数が20件ございました。その中で最終的に9件採択させていただいておるんですけども、予算400万円の中なるべく多くの団体が、一つでも多くの団体がチャレンジをしていただきたいということで、なるべく多く拾っていくというか、事業を実施していただくような形で審査員の方も考えておられますので、予算ありきというか、予算も含めて事業の実施をさせていきたいという団体があれば、採用してるという状況でございます。ありがとうございます。

○委員長（高谷幸男君） ほかにはどうでしょうか。

岡崎委員。

○委員（岡崎亨一君）

調書41ページ、交通安全対策、金額云々かんぬんじゃございません。4月から自転車、ヘルメットが努力義務化されます。この啓発についていかがお考えか、お教えてください。

それと、これもすみません、同じ交通政策課になりますけども、44ページ、雪舟くんでありますけども、乗車定員を様々臨機応変に変えられてると思います。5月8日からコロナが3類から5類に変わる予定であろうかと思えます。そうなりますと、乗車人数を変更する予定なのかどうか、その辺のお考えをお聞きします。

以上、2点お願いします。

○委員長（高谷幸男君） 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 岡崎委員からの御質問にお答えいたします。

まず、自転車のヘルメットの努力義務化ですけれども、4月から自転車乗車時にはヘルメットをかぶるように努めなければならないというふうに法律のほうが変わってまいります。そのお話を受けまして、今ホームページのほうを先日変えております。チラシのほうはまだできていないのですが、国からもチラシが送られてくる予定もありますので、そのチラシを持って、これから啓発に参りたいと思っております。自転車の交通安全教室も行っておりまして、先日も外国人の方向けに自転車の交通安全教室をしたところでございます。

二つ目の御質問の雪舟くんの定員についてでございますけれども、昨年の7月に3人から4人に定員のほうを増員させました。こちらのほうは、感染状況とか鑑みながら、経済状況も見ながら定員を増やしていったところですよ。定員5人のところが今4人ですけども、今後の社会情勢を見ながら、定員増も考えております。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 岡崎委員。

○委員（岡崎亨一君） 承知をしました。

ヘルメットにつきましては、外国人の方も啓発していただけるということで、また特に市立の幼保、認定、小・中は特になんですけども、大昔の我々高校生ときはヘルメットをかぶっております、今の高校生はかぶってません。現実ではあろうかと思えますけど、やっぱり高校生にも啓発活動を市からもお願いしたいと思えますが、いかがですか。

○委員長（高谷幸男君） 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 岡崎委員からの御質問に再度お答えいたします。

高校生に対する交通安全についてですけども、総社高校、総社南高校ともに交通安全の委員会があるようで、そちらとも今連携をしておりますので、委員会とも一緒に話をしながら、交通安全に努めていきたいと思っております。

○委員長（高谷幸男君） ここでしばらく休憩いたします。約10分間。

休憩 午前11時0分

再開 午前11時9分

○委員長（高谷幸男君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

ほかにありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） すみません、何点かちょっと細かいところもあるんですけども、教えてください。

調書の20ページの使用料賃借料の中にバスの借上料があって、これの増額理由が分かれば教えてください。それが1点。

そしてもう1点ですけども、調書の41ページ、交通政策の一番上の交通安全指導員の報酬について、これも数百円の減額がそれぞれあるんですが、今どっちかといいますと賃上げ、賃上げという中で、人件費の削減されている理由が分かれば教えてください。

以上、取りあえず2つ。

○委員長（高谷幸男君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 三宅委員の御質問でございますバスの借上料の増額についてでございますが、実際バスの借上料、今まで令和4年度までの予算の取り方としては、実際にバスが運行をするときに支障があってできないというときに、民間のバスを借りてくださいというための借

上料でございました。

今回、令和5年度で増額させていただいてるのは、実際には今までおおむね10台分を10回の運行を見越しておりましたが、今回40回ということで見越しております。この増額につきましては、今回シルバー、今運転手さんをシルバーのほうに委託をしてるんですが、実際今4人の方で運行しております。それがシルバーさんの規定の中で年齢要件に今回そのうち3人が当たってしまうということで、実際には運転手さんが減ってくるということで、新たな運転手さんを今回お願いをするんですが、実際には運転手さんの数が減るということで、バスがあっても運行ができない可能性もあるということで、バスの借上料を増額をさせていただいてるということでございます。

○委員長（高谷幸男君） 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 三宅委員からの2点目の御質問にお答えいたします。

交通安全指導員の報酬でございますが、例年ですと現在任用している方の来年度の任用を見込んで計上するものでございます。令和4年度に任用試験を行ったところでございまして、令和5年度から新たに任命する予定でございますが、2名のうち1名から退任のお話を聞いておりましたので、新しい職員を採用する予定で、1人は新職員の賃金で計上させてもらったために、幾らかの減を生じているところでございます。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） バスの借上料について、再度ちょっと質問なんですけれども、今の説明だと総社市の持っているバスが正直遊んでしまう可能性があるという、そういうふうに捉えてしまうんですけど、もし違えば教えていただきたいのと、ちょっと交通指導員さんの給料について、もう少し、ちょっとよく分からなかったもので、減額した理由が、新しい若い方が来るので賃金が安くなるという、そういうことなのか、もう少し説明をいただけると助かります。

○委員長（高谷幸男君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 再度の御質問でございます。

バスの借上料の増額している今回の根拠ということでございますが、実際には今回、今までのバスの運行が3台とも一遍に出払ってしまう回数というものがおおむね40回程度でございます。そういうことで、運転手さんが今回1人減りますので、実際には運転手さんが充てられない可能性も出てくるということがあって、その40回、今回10回分は今まで充てておりますので、その中で今回残りの30回分を足して40回分を計算をさせていただいているということでございますので、実際に運転手さんの都合がつけば、そのまま運行するというところでございます。

○委員長（高谷幸男君） 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 交通安全指導員の報酬についてお答えいたします。

会計年度任用職員の方の賃金については、毎年度上昇はしております。今回2名の人員についての報酬になりますけれども、1名については上昇しております。もう1名については、先ほど申し

上げました退任の意向があったために、新職員を採用するということで、賃金が1年目の採用ということで低くなったために、全体が下がったものでございます。

以上です。

(「分かりました。」と呼ぶ者あり)

○委員長(高谷幸男君) ほかにはどうでしょうか。

森安委員。

○委員(森安健一君) 調書の29ページなんですけども、空き家の関係はちょっと僕、永遠のテーマかなと思ってんですけど、空き家のリフォームを今総社市全体でいろいろやってるんですけども、令和4年に空き家等実施調査をされてるんですけども、本年度はリフォームされて、定住されてる方もおると思うんですけども、何軒ぐらい空き家を利用した、そういったリフォームされて住まれているのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども、よろしくお願ひします。

○委員長(高谷幸男君) 魅力発信室長代理。

○政策調整課長兼魅力発信室長代理(江口真弓君) こちらのリフォーム補助金の執行状況ですが、令和4年度中には今2件の申請をいただいているところでございます。

以上です。

○委員長(高谷幸男君) 森安委員。

○委員(森安健一君) 2件ということをお聞きしました。

今、空き家がいろいろ危ない建物もあるんですけども、全体的に分かる範囲でいいですけども、何軒ぐらい空き家がございますでしょうか。

○委員長(高谷幸男君) 魅力発信室長代理。

○政策調整課長兼魅力発信室長代理(江口真弓君) 令和4年度に空き家の実態調査を今しており、現地調査は終了して、11月の段階で速報値をいただいております。その件数は1,650件となっております。以後、精査を今しておりまして、3月末までには報告書をいただく予定になっておりますので、報告書が出た段階では、また議員の皆様の方には報告等させていただく機会をつくらうと思ひます。

以上です。

○委員長(高谷幸男君) 山田副委員長。

○委員(山田雅徳君) 調書11ページに、すみません、戻ります。

コンプライアンス推進経費ということで、ちょっと大きく二つお尋ねをしたいと思っております。

まず、1点目がコンプライアンス推進監、これは私が議会に入る前の話だと思ひます。私が入ったときには、もうコンプライアンス推進監という方がいらっしゃった状態なんですけども、まずは、すみません、よく分かってないかもしれないので、どういった経緯でコンプライアンス推進監というものを設置したのかというのがまず1点、どういったお仕事を今されてるのかも含めてが1

点。

もう1点が、及びコンプライアンス外部委員会というものの経費も挙げておりますので、コンプライアンス外部委員会というものは、またちょっと違う話なのかもしれないですけど、コンプライアンス外部委員会というものの役割は一体どういったものなのかというのを大きく2点をお尋ねいたします。

○委員長（高谷幸男君） 総務課長。

○総務課長（内田和弘君） まず、コンプライアンス推進監の設置でございますけど、平成27年度から設置しております。

経緯でございますけど、ちょっとなかなか申し上げにくいんですけど、以前ちょっとある事件がございまして、それを受けて不当要求や公益通報に対応するために推進監というものを設置させていただいたというところでございます。

それから、コンプライアンス外部委員会でございますけど、こちらのほう、委員を3名外部から設置しておりまして、職員からの贈与等の報告、例えば業者からこういった贈与を受けましたよという報告を受けているんですけど、そういったものについての審査を行っていただいたりだとか、あと職員の違反行為であったりとか、公益通報事実及び不当要求行為に関する調査とか審査などを行っていただいております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 推進監の設置の経緯というのはお答えをいただきました。

じゃあ、コンプライアンス推進監さんというのは、普段どういったことをされてて、どういう方がなっているのかというのを教えてください。

○委員長（高谷幸男君） 総務課長。

○総務課長（内田和弘君） どういった方がなっておるかというところなんですけど、現在のところは岡山県警のOBの方になっていただいております。先ほども言いましたけど、不当要求などの話があれば、そういったことに対応していただいておりますし、そういったことがなければ、庁舎内でクレームとかがあれば、そういったところにも立ち会っていただいたりだとか、もしくは職員に対して不当要求行為であったりとか、こういったものがありますよというふうな研修の講師をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 分かりました。役割と普段どういったことをされてるのかというのをお答えいただきました。

これは何か聞きにくいというか、答えにくいのかもしないんですけど、設置してから不当要求があった場合に前に出てきてもらってというような感じだと思うんですけど、これ今日現在までにそ

ういったことで前に出てきてもらったということがあるんですか。

○委員長（高谷幸男君） 総務課長。

○総務課長（内田和弘君） 最近の例で言いますと、健康医療課で職員にちょっと暴力を振るったというところに対応していただいたことがあります。最近ではそういったところです。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 分かりました。現状についてお答えをいただきました。

もう1点、ちょっと違うページになります、ごめんなさい。

62ページのウクライナ避難民支援事業についてお尋ねをいたします。

まだまだウクライナの情勢というものも解決が見えないという、そういった中でありますが、この予算の中身についてちょっとお尋ねをしたいんですけど、これは今現在総社に来ていただいている方の予算であるのか、どうであるのかをお尋ねいたします。

○委員長（高谷幸男君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（渡邊康広君） 山田委員の御質問にお答えいたします。

令和5年度で予算計上しているものにつきましては、新たに来られればこの予算で執行するというので、今現在来られてる方の予算ではございません。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 新たにもし来られるとすれば、その受入れ体制のためにこの予算をというお答えだったと思います。

じゃあ、今来られてる方というのは、こういった借上げのものであるとか、生活支援金とかというのは、今来ていただいている方はもう一切なくて、これは全て新しい方のものという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（高谷幸男君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（渡邊康広君） 今来ている方につきましては、例えばWi-Fiルーター借上げでございましたら、県のほうが引き続き助成のほうをしてくださるというふうに、まだ議決は受けてはないですけども、そういうことで調査しております。

今、来ています方ではないとは言いましたが、消耗品については、もし細々なことで何か消耗的なものを買わないといけないということであれば、今の方に対して購入することはございます。

申し訳ございません。ありがとうございます。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 分かりました。

じゃあ今来られてる方は、働いていただいているので、その中で生活を総社市内でしていただいているということで、今認識をいたしました。

新たな方が来られても受入れができるようにということで、恐らくこの予算でしょうが、今状況として新たな方が来られる可能性があるのか、そういった問合せがあるのか、そういった状況はあるんでしょうか、それとも何もないけど、取りあえずこれは確保しときましょうというお話なんですか、どうなんですか。

○委員長（高谷幸男君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（渡邊康広君） 今、現段階におきまして新たに来られる可能性というのは、誰か来られるということは聞いておりませんが、今来られてる方の後に出入国在留管理庁のほうから、避難民の方に対して総社市のほうを紹介してもいいかということは数件ございましたので、今後もそういった問合せがあるかと思いますので、来られる可能性があるということで計上させていただきます。

以上でございます。

（「分かりました。」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） ほかにはどうでしょうか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） すみません、もう2点だけ教えてください。

雪舟くんのところなんですけど、44ページ、システム改修委託料が計上されて、令和6年にはシステムの管理契約の委託といいますか、これが切れるので、ここで650万円ほど計上するということなんですけど、これは新しいシステムを入れたら何か市民生活に随分また変化が起こるとか、そういうようなイメージなのか、いや、そうじゃなくて、今までと変わりませんよと、やり方は変わりませんよと、ただ管理契約が切れるので、同じところと例えばまた契約しますよということなのか、そのあたりが分かればちょっと教えてください。

それともう1点、47ページのコミュニティの助成費用が1,020万円ほど計上されています。これの中身が分かれば教えてください。

以上、2点。

○委員長（高谷幸男君） 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 三宅委員からの御質問にお答えいたします。

新生活交通雪舟くんについてですけれども、システムのほうは今提供を受けているシステム会社が令和6年3月でサービスを終了するというお話を受けました。今のシステムが使えないということになりますので、新たなシステムの導入を考えております。来年度予算で計上させてもらっておりますので、どこというふうには決めてはおりません。

何が変わるかということでございますけれども、インターネットの活用が可能なシステムへの変更を検討しております。たちまちインターネットを利用するという事は考えておりませんが、それに対応できるだけのシステムの導入を目指していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（渡邊康広君） 三宅委員の御質問にお答えいたします。

コミュニティ助成事業助成金についてでございます。

これは、いわゆる一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業、いわゆる宝くじの収益を財源とした宝くじの社会貢献広報事業でございます。令和5年度につきましては、地域の5団体から申請を受けております。この1,020万円でございますが、その原資は宝くじでございまして、そのまま同額が歳入する予定になっております。ただ、この決定権は先ほど言いましたセンターのほうが採決かどうかというのを決定いたしますので、採択されればという条件付で5団体から今申請をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 雪舟くんに関しては分かりました。

インターネットを使って、もしも予約ができるということになれば、冒頭の総社市のホームページの話もありましたけれども、恐らくそういうところから入って予約ができたりというようなことも想定されると思うんですが、可能であれば、ほかの自治体でも今どのあたりをバスが通ってるかとかというところをよく可視化、見えたりするような自治体もあって、今あのあたりを通過なんだというようなことも、そういうことも多分できると思いますので、一つの方法として検討しておいていただけたらなというふうに思います。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） ありがとうございます。

インターネットの利用については、活用をできるように頑張ってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○委員長（高谷幸男君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） ないようでございますので、この後は徴税費から入りますが、特段関係ない方はここで退席していただいて結構でございます。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

○委員長（高谷幸男君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

次に、第2款総務費、第2項徴税費から第3款民生費までのうち本分科会に相当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（内田久士君） 失礼いたします。

それでは、引き続きまして第2項徴税费、第1目税務総務費でございます。予算額1億6,125万3,000円を計上いたしております。これは固定資産評価審査委員会委員に関する経費と税務関係職員24人分の人件費、そのほか各種負担金等が主なものでございます。

次に、第2目賦課徴収費、これは市税の賦課に関する経費とふるさと納税を含みます市税の収納事務に要する経費でございます。予算額は4億7,389万6,000円を計上しております。

それでは、各区分によりまして主なものを御説明いたします。

まず、第1節報酬から第4節共済費につきましては、ふるさと納税の受付や電話対応、それから関係書類の発送など一連の業務を専門的に担当する職員3人に係る人件費でございます。1枚お開きいただきまして、94、95ページでございます。第7節報償費2億8,000万円につきましては、ふるさと納税のお礼の品に係る経費、費用が主なものでございまして、米8,000俵分の費用など、こういったものを計上いたしております。第10節需用費1,740万6,000円につきましては、一般事務用品や法規追録代などの消耗品費450万4,000円、納税通知書などの印刷に係る経費1,258万4,000円が主なものでございます。第11節役務費でございます。1億564万9,000円のうち、通信運搬費はふるさと納税の郵券料に係る経費、それから手数料9,661万8,000円につきましては、ふるさと納税のスマホ決済等の収納代理手数料に係る経費やインターネットでの申込みフォーム等の利用料が主なものでございます。また、そのほかには市税の収納に係る経費等を計上いたしております。次でございます。第12節委託料3,862万9,000円の主なものでございますが、説明欄1行目、電算システム開発委託料200万円は税制改正に対応するためのものでございます。説明欄4行目の電算システム改修委託料の506万円は、令和6年4月から開始となります個人市県民税特別徴収の納税通知の電子化に対応する改修経費等でございます。また、下から3行目の土地評価支援委託料の624万8,000円につきましては、固定資産税の令和6年度評価替えに向けました路線価の路線の新設ですとか見直し、それから土地評価の基礎データの整備等に係るものでございます。一番下の確定申告事務補助職員派遣委託料の973万9,000円は、確定申告の電算入力作業、それから申告会場での受付等事務委託に係る経費でございます。次に、第13節使用料及び賃借料1,141万5,000円でございますが、そのうち説明欄の3行目、電算機器等借上料930万9,000円につきましては、固定資産税の土地評価システムや個人市民税の賦課に必要な申告書や給与支払報告書等のスキャナー等の機器借上料でございます。次の施設使用料138万1,000円につきましては、確定申告の会場として使用を予定しておりますサンロード吉備路の会場使用料でございます。次、第18節負担金、補助及び交付金でございます。1,242万7,000円でございますが、主なものといたしまして市税の滞納整理に要します岡山市市町村税整理組合の負担金627万4,000円とeLTAXの運営主体であります地方税共同機構への負担金355万円でございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 市民課長。

○市民課長（前田英子君） 続きまして、第3項戸籍住民台帳費、第1目戸籍住民台帳費について御説明いたします。こちらの費目は、戸籍及び住民基本台帳事務を行うための経費でございます。主なものでございますが、第1節報酬から、1枚お開きいただきまして96、97ページの第8節旅費までは、戸籍、マイナンバーカードの事務に係る会計年度職員11名及び職員8名の人件費等でございます。第11節役務費は、阿曾郵便局やコンビニでの証明書交付及びキャッシュレス収納等に要する経費でございます。第12節委託料は、戸籍システムサポート料、コンビニ交付証明交付電算機器等保守委託料及び、一番下のマイナンバーカード交付等事務委託料でございますが、こちらはマイナンバーカード普及のため、簡易郵便局以外市内全ての郵便局10箇所で行うマイナンバーカード申請支援業務委託料の経費でございます。第13節使用料及び賃借料の主なものは、戸籍住基システムの機器借上料でございます。第17節備品購入費は、先ほど委託料で申しあげました郵便局でのマイナンバーカード申請支援業務で使用するタブレット端末、タブレット用ウェブカメラ、写真用プリンターの購入経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、主なものは上から3行目の証明書交付センター運営負担金が主なものでございまして、その他につきましては説明欄に記載のとおりでございます。

○委員長（高谷幸男君） 監査事務局長。

○監査事務局長（矢吹慎一君） 続きまして、第2款総務費、第4項選挙費、第1目選挙管理委員会費でございますが、こちらは選挙管理委員会の運営に要するもので、選挙管理委員4人の報酬及び職員の給料などが主なものでございます。

98、99ページをお開き願います。

次に、第2目選挙啓発費につきましては、明るい選挙推進のための活動として小・中学生等を対象としたポスターコンクール及び中学生、高校生を対象に行う主権者教育の経費が主なものでございます。

次に、第4目市長選挙費でございますが、これは10月13日に任期満了となる総社市長の選挙に要する費用でございます。第1節報酬から第8節旅費までは、投票管理者や投票立会人、開票立会人、選挙事務に従事する職員などへの手当や会計年度任用職員に係る人件費が主なものでございます。第10節需用費から第13節使用料及び賃借料までは、啓発や選挙事務などに要する経費でございますが、主なものといたしましては、投票所入場券はがきの印刷、投票所入場券発送の郵券料、会場などで使用する機器の点検整備、ポスター掲示場の設置等の委託費などがございます。なお、選挙公報の配布につきましては、この選挙から各戸配布による方式によるものとし、その委託料を計上いたしております。第18節負担金、補助及び交付金は、候補者による自動車借上げをはじめ、ポスターやビラの作成などに関わる選挙行為に伴う経費でございます。

次に、第10目県議会議員選挙費でございますが、これは令和5年4月9日執行の岡山県議会議員選挙に要する経費でございます。期日前投票所につきましては、庁舎建替えに伴い、この選挙から

市民会館ロビーを会場とする1箇所を実施いたします。第1節報酬から第8節旅費までは、選挙事務に従事する職員への手当や事務補助の会計年度任用職員に係る人件費が主なものでございます。第10節需用費から第13節使用料及び賃借料までは、用品の購入をはじめ、ポスター掲示場の維持管理、投票箱送致用の自動車借上げなど、投開票事務に要する経費でございます。

100ページ、101ページをお開き願います。

続きまして、第5項統計調査費、第1目統計調査総務費につきましては、職員2名分の人件費でございます。

続きまして、第2目基幹統計費につきましては、主に住宅・土地統計調査に係る経費でございます。第1節報酬から第8節旅費までは、調査員、指導員、会計年度任用職員の報酬などでございます。第10節需用費から第13節使用料及び賃借料までは、調査に係る郵券料や電子複写機使用料などの経費が主なものでございます。

続きまして、第6項監査委員費、第1目監査委員費につきまして御説明申し上げます。

監査委員費は、監査委員及び監査事務局に係ります人件費や事務経費でございます。第1節報酬から第4節共済費までにつきましては、監査委員2名、事務局職員2名、会計年度任用職員1名に係ります人件費等でございます。第8節旅費から、102ページ、103ページの第18節負担金、補助及び交付金までにつきましては、監査委員及び職員の各研修会への参加費や法令改正等による書籍の追録加除費用、工事監査の委託などの監査事務に必要な経費で、説明欄に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（渡邊康広君） 続きまして、106、107ページをお開きください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目人権啓発費446万円は、人権啓発などに係る経費と常盤集会所の管理運営経費でございます。第1節報酬から第10節需用費までの主なものにつきましては、常盤集会所管理運営費、学校での人権スポーツ教室開催、人権作文標語集の作成、男女共同参画フォーラム開催に係る経費でございます。続きまして、108ページ、109ページをお開きください。第11節役務費から第17節備品購入費までの主なものにつきましては、常盤集会所の維持管理経費、第18節負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては人権擁護委員協議会への補助や犯罪被害者への支援に係るものでございます。

続きまして、第3目隣保館費1,260万9,000円につきましては、上林会館の管理運営経費で、館長の人件費及び施設の維持管理に係る経費などでございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 調書の72ページ、マイナンバーカードについてなんですけれども、第1節報酬のところ、今年度当初このマイナンバー事務と事務補助が4人ということで計上されておりましたが、来年度10人ということになっております。今議会の一般質問の中でも、現在申請が七十数%、交付が55%ほどということで、なかなか進んでいないということで、ここから恐らく力を入れていくので増員しているということだと思われるんですけれども、どういった形で進めていくのかの計画等がありましたら教えてください。

○委員長（高谷幸男君） 市民課長。

○市民課長（前田英子君） 荒木委員の御質問にお答えいたします。

会計年度任用職員、今回10名に増やしておりますが、今年度は今現在会計年度任用職員が4名と、あと派遣のほうから4名来ていただいております。この派遣の費用を会計年度任用職員に変えさせていただいたことと、あと今年度も出張申請とかしていったんですが、やはり出張申請に行くところの事務のほう、窓口のほうが手薄になってちょっと大変で、お客様からちょっと時間がかかるとかという御指摘とかもありましたので、来年度も出張申請のほうを継続していきたいと思っておりますので、その人員としてプラス人員を要求させていただいております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） ほかにはどうでしょうか。

山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 同じく72ページのマイナンバーですけど、もともと説明でもいただいておりますけど、新たに郵便局での手続きができるようになるように今進めているというところで、これはもう予算が決まってからのお話になるのかなと思うんですけど、それぞれの郵便局の方との研修であったりとか、そういったものをした上で、もう全てを郵便局で完結をするような形になるのか、当面は会計年度職員さんをここで事務補助という形で入るので、そういった人たちと連携しながら進めていくのかという、どういったイメージで進めているのかというのをちょっとお尋ねいたします。

○委員長（高谷幸男君） 市民課長。

○市民課長（前田英子君） 山田副委員長の御質問にお答えいたします。

ここで進める郵便局さんで行う業務なんですけど、郵便局さんはノウハウを持っておられるので、その辺の研修とかについては郵便局さんのほうで実施してもいいというふうなことはお話をちょっといただいております。ただ、こちらの職員が出向いてするということはございません。郵便局さんのほうで、まず申請書とかの用紙を置いていますので、そこで写真を撮って貼りつけて、申請書に記載していただいてというところまでしていただいて、その申請書を市のほうに送っていただいて、市のほうでその内容を確認したりして、市のほうからマイナンバーカードを作るところに審査した上で送るようになります。そういったところよろしかったでしょうか。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） ありがとうございます。イメージができました。整理ができました。

じゃあ、次が75ページの市長選挙費で、先ほどの説明の中で第12節委託料、選挙公報なんですけど、これまでは新聞折込みだった記憶があります。この市長選挙からは、もう新聞折込みをやめて各戸配布になるという説明なんだろうなと思うんですけども、それはどういった形でやるんでしょうか、ちょっとそのあたり詳しく教えてください。

○委員長（高谷幸男君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（河原 隆君） 選挙公報の配布につきましてですが、私が平成30年、令和元年に選挙管理委員会事務局についたときには1万9,000ぐらいの配布数でしたが、最近でも1万6,000を割る、もう1万5,000世帯分ぐらいしか今新聞折り込みができない状況になってきておりますので、公職選挙法にも名簿に登録されている各戸に配るよというところが明記されております関係上、段々段々、このままいくとさらに減っていくのは見えてるところがございますので、その辺のことを危惧して、今回変更になったということがございます。

従来、新聞折込みで山陽新聞関係の会社をお願いしておりましたが、今回の戸別配布につきましてはシルバー人材センターをお願いをするということで考えております。シルバー人材センターの中で、各地区ごとにそういう配布できる組織をお持ちであって、その組織を通じて各戸にポスティングの形で入れていただくというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 分かりました。

では、新聞を取る方が大分減ってきて、全体的に市内全域にというのが難しいので、新たな策を講じたということで理解いたしましたんで、始まってみないと分からないんですけども、これシルバー人材センターに委託をしてということになると、これは何日かかけて、例えば火、水、木ぐらいでかけて全体的にやっくださいねというお話なのか、例えば水曜日とかであれば、もう水曜日に1日だけでもうばつと全部入れてくださいねというような、そういったお話になっているんでしょうか、そのあたりをお願いします。

○委員長（高谷幸男君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（河原 隆君） 詳細はまだ細かくは詰めておりませんが、選挙公報を印刷をしまして、もうでき次第シルバー人材センターのほうへ納品をさしていただいて、そこで各地区に分けていただいて、もう分け次第配布のほうの行動に入っていたかどうかかなと思っております。選挙期日の2日前までに配布しないとイケないというのがございますので、できるだけ早いうちに配布をしたいなというふうに考えております。

以上でございます。

（「分かりました。」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） ほかにはございませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 今の選挙に関して私もちょうと何点か質問させてもらいたいんですけど、期日前投票場のコロナ対応はどういうふうにされていくのかということ、前回会場を2つに確か分けてた記憶があるんですが、そのあたりのところがどうなのかということと、市長選挙のほうで郵券料の発送費用230万円ぐらいあるんですけど、これ県議会のほうはこれはなかったんですかね、ちょっとそこら辺の確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（高谷幸男君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（河原 隆君） まず、1点目の期日前のことですが、前回の参議院までは福祉センターの3階大会議室ともう1箇所という2箇所でもコロナ対応ということでさせていただきました。この県議会議員選挙から庁舎の建替えがございまして、福祉センターの3階の大会議室ですというのには困難になりましたので、市民会館のほうをメインの期日前投票所の会場ということで設定をさせていただいてます。

そこで、従来来られる投票者さんの分散をとということで2箇所設けてたんですが、今の選挙管理委員会事務局に2人しかおりませんので、職員が、その市民会館の投票所を運営しないといけないので、1人つきます。それから、こちらの事務局のほうでも不在者投票がございまして、職員が離れるわけにいかないの、もう一つの2つ目の期日前投票所というのが非常に物理的に運営が難しいということで、今回もう市民会館の1箇所ということでさせていただきました。

市民会館のロビーなんですけど、まあまあ広く取れますので、コロナ対策という観点では記載台を少し多めに置いて、回転をよくしていこうというふうに考えております。

それからもう1点、郵券料のほうなんですけど、県議会議員選挙は年度をまたいでやっております。入場券につきましては、前年度の予算で発送になりますので、県議会議員選挙のほうにはございません。令和5年度の方にはございませんということ、すみません、よろしく申し上げます。

以上でございます。

（「了解です。」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） ほかにはございませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後0時59分

○委員長（高谷幸男君） 休憩前に引き続きまして再開いたします。

次に、第8款土木費から第13款予備費のうち本分科会の担当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

危機管理室長。

○危機管理室長（丸山幸司君） 162ページ、163ページをお開きください。

第8款土木費のうち危機管理室の所管する部分について御説明をいたします。

第8款土木費、第3項河川費、第1目河川事業費のうち第11節役務費の災害保険料8万3,000円と、次のページをお開きください。第12節委託料のうち樋門操作等委託料253万7,000円は、高梁川排水樋門排水機場の操作員の方への保険料と業務委託料でございます。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 消防総務課長。

○消防総務課長（西川 貴君） 続きまして、第9款消防費について御説明いたします。

172ページ、173ページをお開き願います。

第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費、本年度予算額9億5,356万2,000円、前年度比3,480万円の増額でございます。まず、第2節給料から第4節共済費につきましては、消防職員の人件費でございます。第7節報償費65万円につきましては、消防写生大会、ファイア・セービング大会、幼少年防火クラブ員への火災予防運動等協賛謝礼及び消防団年末夜警慰問に要する経費が主なものでございます。第8節旅費215万6,000円につきましては、各種会議等への出席、消防学校での教育研修、救急救命研修所での救命士養成研修など、職員の研修に係る経費が主なものでございます。第10節需用費4,464万6,000円につきましては、消防ホース、防火服等の消耗品、消防車両の燃料費、本署、出張所の光熱水費、庁舎、車両及び各種機器の修繕に要する経費が主なものでございます。第11節役務費1,250万5,000円につきましては、通信運搬費として電話料及び消防緊急通信指令施設の運用に伴う回線使用料、手数料として消防活動用資機材の点検料及び職員の健康診断料、災害保険料及び自動車損害保険料として消防庁舎等の火災保険料や消防車両の損害保険料に要する経費が主なものでございます。第12節委託料1,486万円につきましては、電話設備保守委託料として消防緊急通信指令施設の保守及び救命士病院研修等委託料が主なものでございます。第13節使用料及び賃借料215万4,000円につきましては、174ページ、175ページをお開きください。隔日勤務者の寝具借上料が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金1,148万9,000円につきましては、岡山県防災ヘリ市町村負担金、研修会等負担金として、岡山県消防学校や救急救命研修所など入校に要する経費が主なものでございます。

次に、第2目非常備消防費、本年度予算額8,601万9,000円、前年度比1,643万7,000円の増額でございます。第1節報酬4,884万5,000円につきましては、消防団員950人分の年額報酬及び出動報酬でございます。第7節報償費306万6,000円につきましては、消防団運営報奨金、消防操法大会出場分団報奨金、団員の表彰等に要する経費が主なものでございます。第8節旅費107万6,000円につきましては、各種会議等への出席、研修等に係る費用弁償でございます。第10節需用費600万4,000円につきましては、消防団員への貸与品等の消耗品、消防団車両等の燃料及び修繕に要する経費が主なものでございます。第11節役務費380万1,000円につきましては、災害保険料として消防団員福祉

共済掛金及び消防団車両の損害保険料に要する経費が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金2,276万6,000円につきましては、消防団員の公務災害補償及び退職報償金に伴う岡山県市町村総合事務組合への負担金が主なものでございます。

176ページ、177ページをお開きください。

次に、第3目消防施設費、本年度予算額8,906万円、前年度比2,572万円の減額でございます。第10節需用費500万円につきましては、防火水槽、消防庁舎及び消防機庫の修繕に要する経費でございます。第12節委託料1,350万円につきましては、消防緊急通信指令施設の更新に伴う設計に要する経費が主なものでございます。第14節工事請負費1,730万円につきましては、防火水槽修繕工事に要する経費でございます。第17節備品購入費5,076万円につきましては、高規格救急自動車、軽乗用車、小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの更新に伴う経費が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金250万円につきましては、既設消火栓の修繕に要する経費でございます。

以上、第9款消防費のうち消防関係分についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（高谷幸男君） 危機管理室長。

○危機管理室長（丸山幸司君） 続きまして、第4目災害対策費2,936万4,000円は、備蓄品の購入、ハザードマップの作成費、河川等監視用ライブカメラの設置費用、その他防災関連機器の保守など、防災対策に係るものでございます。第1節報酬は、防災会議等委員の報酬、第7節報償費は自主防災組織リーダー研修講師謝礼、第8節旅費は防災協定締結に伴う旅費でございます。第10節需用費の主なものですが、消耗品費は備蓄用非常食等購入費、印刷製本費はハザードマップの印刷代、修繕料は避難所看板標識の張替えに係る経費でございます。第11節役務費の主なものとしまして、緊急FM放送回線利用料や河川等監視用ライブカメラの通信料でございます。第12節委託料の主なものとしまして、土砂災害洪水ハザードマップ作成や新たに設置しようとする河川等監視用ライブカメラの設置費用でございます。第13節使用料及び賃借料の主なものとしまして、IP無線の借上料でございます。第15節原材料費は、防災訓練等に係る原材料費でございます。第17節備品購入費の庁用器具費の主なものは、避難所用のパーティション、機械器具費は備蓄用発電機の購入経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金の主なものとしまして、岡山県防災行政無線の保守に係る負担金、防災士資格取得費の補助、エフエムくらしき総社中継局内のアンテナや放送機器の保守に係る負担金でございます。

続きまして、212ページ、213ページをお開きください。

第11款災害復旧費、第1項災害応急費、第1目災害応急費179万円は、災害対策本部などにおける応急対策業務として、避難所の運営経費や避難者への食料購入費などでございます。

次のページ、214ページ、215ページをお開きください。

第12款公債費につきましては、令和4年度までに借入れた市債に対する償還金の元金及び利子で

ございます。

続きまして、次ページ、216ページ、217ページをお開きください。

予備費につきましては、災害等不測の事態に備えるもの及び予算調整でございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森安委員。

○委員（森安健一君） すみません、予算調書の287ページのところですけども、消防施設整備事業ということで、前にも一度したかと思うんですけども、修繕料というか、関係で防火水槽の修繕ということで、あと機庫とかいろんなものがあると思うんですけども、防火水槽が今総社市内で数的に分かったら教えていただきたいんですけど、幾らあつて、本年度はどれぐらいの修理箇所があるのか、ちょっとお聞きしたいんですけども、お願いいたします。

○委員長（高谷幸男君） 警防課長。

○警防課長（池上泰史君） 森安委員の質問にお答えさせていただきます。

総社市内の防火水槽の数でございますが、349箇所となっております。さらに来年度の改修計画といたしましては、3箇所を計画しております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 森安委員。

○委員（森安健一君） ありがとうございます。

いろいろと今の防火水槽が、今までのように上にあるような形じゃなくて、今地面の下に設けているのがお見受けするんですけど、あそこの東阿曾の新田の地区がこの間修繕、あれが結構低い位置であるということで、それも蓋も完全にされてるんで、そういうパターンでという形に今後されていくんですかね。

○委員長（高谷幸男君） 警防課長。

○警防課長（池上泰史君） 森安委員の質問にお答えさせていただきます。

防火水槽の形状についての御質問でございますが、委員御指摘のとおり、新田のところは地面の下へ埋め込む式にしております。ですが、防火水槽のいろいろな場所のこともありますので、全部が全部あのような特性にはならないと思います。なかなか工事費も高騰しておりますので、何とか延命をするような形で、漏れをまず防止する、その後は床版しょうばんといって、上に板をかけるような格好で現場内で工事をするような格好で今は計画をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 森安委員。

○委員（森安健一君） 分かりました。

防火水槽というのは、もう本当に水がないところに役立つということでもありますので、ぜひ使

しやすい水槽に作っていただきたいなと思ってますんで、ありがとうございます。

○委員長（高谷幸男君） ほかにはありませんでしょうか。

山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 調書289ページの災害対策費の関係で何点かお尋ねをしたいと思います。

まず、需用費の消耗品費ということで、備蓄用の食料が上げておられます。先日も山陽新聞に出てたんですけど、災害用の備蓄の食料品の廃棄の回避が課題だと、要は賞味、消費、使用期限が迫っているものの、これをどうやっていくかという、そういったところもひとつ課題だと思うんですけども、いわゆるローリングでやっていく、そういった計画も含めてどういう方針でいくのかをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（高谷幸男君） 危機管理室長。

○危機管理室長（丸山幸司君） 山田副委員長の御質問にお答えさせていただきます。

備蓄品につきましては、5年間のローリング計画ということで、有効期限が分散化されて、一気に廃棄をしないといけないというのを抑えるために、そういう計画で進めていこうと思っております。

それから、廃棄が発生するものにつきましては、自主防災組織とか、学校とか、そういった防災啓発のところで、備蓄品の紹介も含めて、PRも含めて活用していただくようお願いをしているところでございます。また、あとはフードドライブとか、そういったところでも活用していただくように考えております。

以上です。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） フードドライブ等々も活用していただければと思うんですけど、新聞によると、これはよその、お隣の話なんですけど、あるNPOさんのところに500ミリリットルのペットボトルが9,500本あるんで、それを送りますんでみたいな、どーん、みたいな話とかもあつたんで、総社市の場合はそういったあまりにも大量にどーんということはないんでしょうから、そういったあたりはいろいろ調整しながら進めていただければと思います。

次に、同じページなんですけど、ハザードマップの新規作成ということで270万円上げておられますが、これは新たなものを最新の情報に更新をしていこうという紙のハザードマップの話をするのか、これも以前ちょっと私一般質問で取り上げたんですけど、デジタル版のハザードマップ、あれは何かちょっと違う理由、何か違うルートで作られたと言った気がするんですけど、そのスマートフォン対応版というのも必要ではないかという提案もさせていただいたんですが、そのハザードマップ、どういったものをこの予算で使おうとしているのかというのと、スマホ対応版というのは検討されているのはどうなのかというあたりをお聞かせください。

○委員長（高谷幸男君） 危機管理室長。

○危機管理室長（丸山幸司君） 山田副委員長の御質問にお答えさせていただきます。

ハザードマップ、ここに予算計上させていただいてるハザードマップは、あくまでペーパーベースの冊子でございます。令和2年に現在のハザードマップを作成しておりますが、その後、国のほうがシミュレーションし直して、浸水区分が変更になってます。それからあと、土砂災害の計画区域も新しく追加になっていたり、あと今年度、昨年度の河川法の改正により県管理の河川、新本川や槇谷川の浸水シミュレーションも今年度作成しているところでございます。そういった新しい情報を来年度反映させていただいた分で、最新の形でのハザードマップを作成しようと考えているところでございます。

それからあと、デジタルの分につきましては、あれは県立大学との共同研究で作っていただいた分で、ちょっと特殊なシステムというか、形になってまして、いずれにしてもデジタルのホームページに掲載しているものも新しい形にしていきたいと考えております。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 分かりました。

じゃあ、取りあえず今ここで出てるものに関しては紙版を想定していると。対象の範囲に住まわれている方には、差し替えみたいな形でお送りするのか、取りあえず作ってはいるけども、特に配布、例えばページ差し替えじゃないですけど、そういったこととかは計画をされているのかどうか、教えてください。

○委員長（高谷幸男君） 危機管理室長。

○危機管理室長（丸山幸司君） 山田副委員長の御質問にお答えさせていただきます。

費目がちょっと違うんですが、印刷製本費のところでも新しく作ったハザードマップを約3万6,000部作成する予定にしております。新しい形でのハザードマップを全戸配布する予定にしております。

それから、新しく転入、来られた方への予備として持っておくという予定でございます。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 分かりました。ありがとうございました。

最後、ちょっとまとめて確認だけしたいので、最後にもう一点、お伺いをいたします。

一つは、河川監視カメラ設置委託料ということで、新たに設置をするという御説明でした。以前から、西日本豪雨のときから河川のカメラは必要じゃないかというのは議会の中でもいろんな議員が提言したと思うんですけども、具体的にどういった位置にどういったものを設置して、その確認をするのは危機管理室だけがするのか、例えば一般の市民の方も確認ができるような、そういったものになるのかどうかというのが、監視カメラに関することで1点。

もう1点が、庁用器具費のワンタッチパーテーションなんですけども、これ以前私が補正のときに同様のお尋ねをしたと思います。そのときの御答弁では、目標は全体で1,000確保するようになるということであります。今回のワンタッチパーテーションの購入で、一応その目標はこれで達成をされるのかというところ、大きく2点ですね、最後にちょっとお尋ねいたします。

○委員長（高谷幸男君） 危機管理室長。

○危機管理室長（丸山幸司君） 山田副委員長の御質問にお答えさせていただきます。

まず、監視用カメラですが、今6箇所ついております。種井、槻、作原、下倉（下村）、日羽、美袋のところについておりますが、今回新しく5箇所を想定しております。どちらもやはり内水が氾濫しやすい場所と、あとメインとなる川で安心も届けるということで、新本川とか榎谷川、足守川、軽部川、こういったところを設置しようと考えているところでございます。

それから、カメラにつきましては、取りあえずは災害対策本部、危機管理室も見えるんですが、災害対策本部が設置されたときにその本部で現場の状況を確認するというので、ちょっとまだ公開という形までは考えていない状況です。災害対策本部で現場の状況をリアルに確認をするというツールの一つにさせていただきたいと考えているところでございます。

それから、パーテーションにつきましては、1,000基というのが一旦の目標でございます。各避難所にいろいろ、非常食もそうですし、今回挙げさせていただいております発電機とか、各避難所に設置しないといけないものもありますので、とりあえずは1,000基の目標ということで、とりあえずは目標達成という感じで考えております。

（「分かりました。以上です。」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） ほかにはどうでしょうか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） すみません、ちょっとだけ教えてください。

287ページの調書の中の消防の緊急通信指令施設整備委託料ということなんですけれども、どういった課題があって、今言うこの整備の委託料を挙げているのか、この後にどういう動きになっていくのかというところが分かれば教えてください。

○委員長（高谷幸男君） 警防課長。

○警防課長（池上泰史君） 三宅委員の質問にお答えをさせていただきます。

通信の委託料、それから今後の通信の課題についてでございますが、平成24年に指令台のほうを新しく整備させていただきました。さらには令和元年に中間更新ということで、このシステムの更新をさせていただきました。その、平成24年から13年たちます令和8年に指令台の全面更新、こちらのほうをさせていただくと、それから無線のほうが平成26年にデジタルの無線のほうへ変わって整備をさせていただきました。これが11年を経過する令和8年4月1日、これもほぼ同時に全面改修の時期を迎えることとなります。この二つの通信指令のシステムの更新に必要なところのコンサルタントが必要になってきますので、その予算でございます。

総社市にはどんな通信のシステムが今後必要で、適正な価格が幾らなのかを専門的な知識、技術、こちらのほうをコンサルタントの方とよく相談をしながら、次期システムについての検討をしてまいりたいというようなことで、今回コンサルタントの予算を挙げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 何となく分かりました。

ということは、令和8年度に向けてかなりな、また予算がかかってくるというふうに理解すればいいのでしょうか。

○委員長（高谷幸男君） 警防課長。

○警防課長（池上泰史君） 令和8年度に向けての予算額ということでございますが、高額になるとは思いますが。そのことでコンサルタントとどんなものが必要かと、あと適正な価格、これが幾らかというところをこれからちょっと相談をしてみたいと思いますが、何分高額なものにはなると思えます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） ほかにはどうでしょうか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） ないようでありますので、この際しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時25分

再開 午後1時26分

○委員長（高谷幸男君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、歳入、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（内田久士君） 失礼します。

それでは、歳入のうち本分科会の所管いたします主なものにつきまして御説明いたします。

予算書12ページ、13ページをお開きください。

まず、第1款市税でございますが、全体でのお話でございますが、令和5年度は全体で84億4,027万5,000円を計上いたしております。前年対比では1億2,609万3,000円、1.5%の増額でございます。

それでは、各税目ごとに説明をさせていただきます。

第1款市税、第1項市民税、第1目個人、予算額29億6,280万円、前年度との比較で4,770万円の増でございます。

次に、第2目法人、予算額4億1,140万円、前年度との比較で4,460万円の増でございます。

個人市民税につきましてですが、今年度実際の課税した実績ですとか、民間企業の給与、それから賞与、こういった状況、それから倉敷税務署管内の源泉所得税、これらの推移などを参考にして算定をいたしております、前年度との比較で1.6%の増額を見込んでおります。法人市民税です

けれども、12.2%の増を今年度、令和5年度見込んでおります。ただ、まだコロナの影響、それから円安、それから諸物価高騰などの影響、こういったものにつきましては今後の状況に注意が必要であると考えております。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税、予算額39億3,501万円で、前年度との比較で2,240万円、率にして0.6%の増を見込んでおります。

第2目国有資産等所在市町村交付金、予算額2,114万6,000円でございます。

次に、第3項軽自動車税、第1目環境性能割、予算額1,200万5,000円、前年度との比較で600万円の減額を計上いたしております。この減額の理由でございますけれども、様々な影響があると考えられますが、その中の一つに令和4年度の当初予算では、消費税の引上げですとか、コロナの年次の軽減措置、これが1%分の減額措置がされておりました。これが令和3年度で終了したことから、本来の税額に戻ると期待いたしまして、単純に2%が1%、1%がゼロというような半額になっていったものですから、元に戻ると期待しておりましたが、実際のところはそこまで戻らず、1,800万円の予算にちょっと届かないという状況に今なっております。この分析といたしましては、県のほうからこの交付について、件数ですとか、税額の報告があるんですけども、その内訳が届かないということですので、これ実績である程度判断していく必要がありますが、その中の一つにコロナの影響等とか、ウクライナの関係とかで新車がなかなか購入しづらい状況にあったというのが一つあると思います。新車でなくして中古車を購入された場合、環境性能割、車体価格に対して税率が2%とか1%という形になります。新車であれば軽自動車、150万円の車を買えばそれなりの1%、2%ですが、3年経過した車を買うと、減価率の関係でもう20%程度になってしまっていて、50万円以下は非課税になりますので、そういった影響が多分現れているのではないかとというふうに推測をいたしております。いずれにしても結果でしかちょっと判断できないところがありますので、ここ1、2年の状況を見ながら、来年度以降についても予算の計上をさせていただきたいと考えております。

それから次に、第2目種別割でございます。これが今までの軽自動車税とされていたものでございまして、予算額2億4,990万4,000円、前年度との比較で110万円の増額でございます。

次に、第4項市たばこ税、第1目市たばこ税、予算額3億8,000万円、前年度対比では600万円の増でございます。たばこでございますけれども、成人の喫煙率は報告でも毎年減少をしておりますが、たばこ税につきましては税制改正で税率が今段階的に引上げが行われておりまして、こうした状況から増額になると見込んでおります。

次に、第6項入湯税、第1目入湯税、予算額1,800万円、前年対比で620万円の増を計上いたしております。入湯税につきましては、これ新型コロナの影響を相当に受けておりまして、コロナ以前では年間ざっとですが13万人から14万人の利用がございました。コロナの影響で令和2年度は9万人を割り込んだというような状況でございましたが、その後の状況でございますが、今年度については見込みとして約11万人に回復するであろうという見込みであります。それから、それも明けま

して令和5年度についてはさらに回復し、約12万人、こうしたものを算定の根拠にいたしております。

次に、第7項都市計画税、第1目都市計画税、予算額4億5,001万円、前年対比0.9%の増で計上をさせていただいております。

第1款市税の関係は以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） 財政課長。

○財政課長（横田優子君） 続きまして、14、15ページをお開きください。

第2款地方譲与税、第1項地方揮発油譲与税及び第2項自動車重量譲与税は、国税である地方揮発油税、自動車重量税を財源として道路の延長及び面積により案分譲与されるもので、前年度実績見込額などにより計上しております。

第4項森林環境譲与税は、森林整備及びその促進に関する費用の財源として譲与されるもので、1,100万円を計上しております。

16、17ページをお開きください。

第3款利子割交付金、さらに1枚お開きいただきまして、18、19ページ、第4款配当割交付金、もう一枚お開きいただきまして、20、21ページ、第5款株式等譲渡所得割交付金、以上の三つにつきましては県に納入された預金利子や株式の配当、譲渡に係る税を各市町村の個人県民税の額で案分し交付されるもので、それぞれ国が示す基準率や前年度実績見込額により計上しております。

22、23ページをお開きください。

第6款法人事業税交付金は、県に納められる法人事業税の一部を従業者数で案分し、市町村に交付されるもので、8,400万円を計上しております。

24、25ページをお開きください。

第7款地方消費税交付金は、地方消費税のうち2分の1が人口及び従業者数により案分され、市町村に交付されるもので、16億円を計上しております。

26、27ページをお開きください。

第8款ゴルフ場利用税交付金は、県に納付されたゴルフ場利用税の10分の7相当額が交付されるもので、6,100万円を計上しております。

28、29ページをお開きください。

第9款環境性能割交付金は、県に納付された自動車税環境性能割を道路の延長及び面積で案分し交付されるもので、2,500万円を計上しております。

30、31ページをお開きください。

第10款地方特例交付金は、住宅ローン減税に伴う減収分を国が補填するため、住宅借入金等特別税額控除見込額に応じて案分し交付されるもので、1億円を計上しております。

32、33ページをお開きください。

第11款地方交付税は、各地方公共団体間での財源の不均衡を調整し、一定の行政サービスが提供

できるよう財源が保証されるもので、国税5税の一定割合をもって算定交付されます。普通交付税につきましては、国が示す地方財政計画の規模等から昨年度より1億円増額の58億円を、また特別交付税は前年同額の7億3,000万円を計上しております。

34、35ページをお開きください。

第12款交通安全対策特別交付金は、交通反則金の一定割合を交通安全施設の設置管理経費に充てるための財源として案分し交付されるもので、700万円を計上しております。

38、39ページをお開きください。ちょっと飛びます。38、39ページでございます。

第14款使用料及び手数料、第1項使用料は第2目総務使用料の全て、そして第3目民生使用料のうち電柱使用料、第4目衛生使用料のうち斎場使用料、第9目消防使用料、以上が本分科会の所管に属するもので、主なものは総社駅北駐車場などの市営駐車場や新生活交通雪舟くん、そして斎場などに係る使用料で、説明欄に記載のとおりでございます。

40、41ページをお開きください。

同款第2項手数料では、第2目総務手数料のうち、第8節諸手数料の建築証明手数料以外が本分科会の所管に属するもので、主なものは戸籍謄本、住民票、印鑑証明などの交付に係る手数料で、説明欄に記載のとおりでございます。

42、43ページをお開きください。

第9目消防手数料につきましても本分科会の所管に属するもので、危険物施設申請等手数料などでございます。

44、45ページをお開きください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金のうち本分科会の所管に属するものは、第2目総務費国庫補助金の全てで、マイナンバーカード交付事務に係る国からの補助金などでございます。

46、47ページをお開きください。

同款第3項委託金のうち本分科会の所管に属するものは、第2目総務費委託金及び第8目土木費委託金で、説明欄に記載の事業に係る国からの委託金でございます。

48、49ページをお開きください。

第16款県支出金、第1項県負担金のうち本分科会の所管に属するものは、第12目移譲事務県負担で、県からの移譲事務に対する負担金でございます。

同款第2項県補助金では、第2目総務費県補助金の全て、第3目民生費県補助金、第1節社会福祉費補助金のうち、1行目の隣保館運営費補助金、5行目の住宅新築資金等貸付助成事業補助金（償還推進助成分）、そして下から3行目の人権啓発活動地方委託事業補助金、さらに1枚お開きいただきまして、50、51ページの下の方、第9目消防費県補助金が本分科会の所管に属するもので、説明欄に記載の事業に係る県からの補助金でございます。

52、53ページをお開きください。

同款第3項委託金、第2目総務費委託金につきましては、全て本分科会の所管に属するもので、

県税徴収委託金や県議会議員選挙費委託金など、県からの委託事業に係る委託金でございます。

54、55ページをお開きください。

第17款財産収入、第1項財産運用収入は、第1目財産貸付収入の全て、第2目利子及び配当金は、説明欄1行目の財政調整基金利子から一番下の高額療養費貸付基金利子までの全てと、56、57ページをお開きいただきまして、説明欄下から二つ目の株式会社オービス株式配当金を除く全てが本分科会の所管に属するもので、市有土地等の貸付収入及び各基金の利子収入など、説明欄に記載のとおりでございます。

同款第2項財産売払収入は、第1目不動産売払収入、第2目物品売払収入ともに本分科会の所管に属するもので、土地や不要物品の売払収入でございます。

58、59ページをお開きください。

第18款寄附金、第1項寄附金では第2目総務費寄附金が本分科会の所管に属するもので、ふるさと納税寄附金7億円、企業版ふるさと納税寄附金300万円などを計上しております。

60、61ページをお開きください。

第19款繰入金のうち本分科会の所管に属するものは、第1目財政調整基金繰入金、第10目地域振興基金繰入金、第11目市庁舎等整備事業基金繰入金、第33目復興基金繰入金1,150万円のうち100万円、それから第36目社会貢献表彰総社花萬基金繰入金で財源調整、または歳出で説明のありましたそれぞれの事務事業の財源とするため、繰入れを行うものでございます。

62、63ページをお開きください。

第20款繰越金の前年度繰越金につきましては2億円を計上しております。

64、65ページをお開きください。

第21款諸収入のうち本分科会の所管に属するものは、第1項延滞金加算金及び過料、第1目延滞金、第2項市預金利子、第1目市預金利子の説明欄、歳計現金等一時預金利子3万6,000円のうち3万5,000円、第3項貸付金元利収入では第4目住宅新築資金等貸付金元利収入、第4項収益事業収入、第1目競艇事業収入、第5項雑入のうち第2目弁償金、さらに第3目違約金及び延納利息、第4目雑入、第4節雑入のうち説明欄、電算処理業務負担金と市史売払収入、66、67ページをお開きいただきまして、説明欄一つ目の市町村振興協会ソフト事業支援交付金、3行目、備南競艇事業組合特別負担金から五つ下の派遣職員負担金まで、その下の私用電報電話料等158万8,000円の内154万円、次の雇用保険料本人負担分511万6,000円のうち97万5,000円、二つ飛びまして自転車等保管料1万2,000円のうち7,000円、さらに二つ飛んでホームページバナー広告料と次の市庁舎等広告掲載料、一つ飛んで資源化物売払収入、さらに一つ飛んで後納郵便負担金、県広報配布負担金、市町村振興協会研修助成金、三つ飛びまして協働のまちづくり推進助成金、災害支援金、一つ飛んで社協だより配布負担金、シルバーだより配布負担金、さらに一つ飛んで職員宿舍本人負担分、二つ飛んでそうじゃカレンダー売払収入、そして一番下、その他雑入1,148万5,000円のうち643万7,000円でございます。

68、69ページをお開きください。

第22款市債、第1項市債のうち本分科会の所管に属するものは、第9目消防債で、高規格救急車の更新及び防火水槽の整備に伴うもの、第15目臨時財政対策債で一般財源の不足額を補填するため借り入れるもの、第19目合併特例債で庁舎建設に伴うものでございます。

続きまして、第2条債務負担行為について御説明いたしますので、6ページ、7ページにお戻りください。

第2表債務負担行為のうち本分科会の所管に属するものは、1行目、新庁舎非常システム整備から12行目、確定申告等事務補助職員派遣委託までの各事業及び、7ページの下から四つ目、防災システム導入事業でございます。いずれも前年度から準備を行う必要がある、あるいは複数年にわたる事業であるなどの理由から、債務負担行為を設定するもので、それぞれの期間及び限度額は記載のとおりでございます。

続きまして、第3条地方債について御説明いたしますので、8ページをお開きください。

第3表地方債のうち本分科会の所管に属するものは、消防施設整備事業、その下、防災施設整備事業、一つ飛びまして臨時財政対策債、その下、合併特例事業でございます。先ほど歳入の市債で御説明いたしました地方債について、その借入限度額、起債の方法、利率、償還の方法について、それぞれ記載のとおり定めようとするものでございます。

続きまして、予算書の1ページにお戻りください。

第4条一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額を40億円と定めようとするものでございます。

次に、第5条歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について、記載のとおり定めようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（高谷幸男君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） すみません、ちょっと教えていただきたいというレベルで申し訳ないんですけども、地方譲与税の地方揮発油譲与税、また自動車の重量譲与税というところで、今補足資料を見ながらちょっと言ってるんですけど、揮発のほうは300万円プラス、前年度に比べると、重量譲与税のほうは400万円マイナスということで、先ほど説明の中で道路延長や面積とか、そういうことによって計算されますということだったんですけども、今年度がそういった予算になっているというのは、何か計算方法みたいなのがあるんでしょうか、ちょっと教えてください。

○委員長（高谷幸男君） 財政課長。

○財政課長（横田優子君） この譲与税でございますけれども、国税でございますので、国のほう

から翌年度の予算を見込むときに、こういうふうには計算しなさいという数値のほうが示されまして、小数点以下が十七、八桁ぐらいの数字を掛けたりとか、前年の見込額などから計算しなさいという方式に基づきまして算定した額でございます。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） ということは、国がこういう計算式でしてくださいねというのは、プラス、その考え方の中で道路延長なり何なりというのも考慮して、だからその恐らく道路延長とかというのは変わらないか、逆に増えてるぐらいだと思うんですけども、要は計算式のところで上がったたり下がったりみたいな感じになるという理解でいいんでしょうか。

○委員長（高谷幸男君） 財政課長。

○財政課長（横田優子君） この計算式そのものに、もう延長とか面積の数値のほうも加味されたようなものになっておりまして、なので国が見込む国税の総額から市町村に案分される率的なものを掛けて単純に出すような形になっております。

○委員長（高谷幸男君） 山田副委員長。

○委員（山田雅徳君） 分かりました。

ということは、その後に説明をいただきました28ページの環境性能割交付金も同様の考え方ということでいいんでしょうか。

○委員長（高谷幸男君） 財政課長。

○財政課長（横田優子君） 副委員長おっしゃられるとおり、同様でございます。

（「分かりました。」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） ほかにはどうでしょうか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） ないようでございますので、全体を通じて質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、本件のうち本分科会に分担された部分についての取りまとめをいたしたいと思えます。

念のために申し上げますが、分科会でありますので、本件に対する討論、採決はできませんが、取りまとめの方法としてお諮りいたします。

本件のうち本分科会の担当する部分については、可決すべきであると取りまとめることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高谷幸男君） なしと認めます。

それでは、御異議がないようでございますので、22日に開催が予定されております一般会計審査

特別委員会に本分科会の状況を報告いたします。

以上で、本分科会を閉会いたします。

閉会 午後1時55分